



平成
20年度

保育所入所児童募集

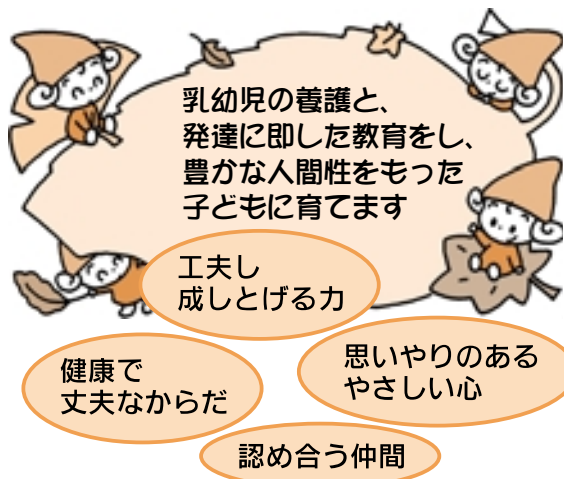
受付期間 10月1日(月)～10月31日(水) (執務時間中)

平成20年度から保育所へ入所を希望される方は、次の要領でお申し込みください。
また、産休・育休終了予定などにより年度途中での入所希望も同時に受け付けます。



〈入所資格〉

- ①保護者がいつも外に出て働いている場合
 - ②保護者が昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
 - ③保護者が妊娠中であるか、又は出産後間もない場合
 - ④保護者が病気又は障害の場合
 - ⑤保護者が病人、障害者の看護などに従事している場合
 - ⑥家庭が災害にあった場合
- ※ ただし、両親が保育できなくても家庭内に保育できる人がいる場合は入所の対象になりません。



〈入所対象児童と定員〉

保育所(園)	定員	満年齢	住所	電話
松前保育所	120名	6か月～5歳児	筒井	984-1068
宗意原保育所	60名	1歳児～5歳児	筒井	984-0546
黒田保育所	60名	6か月～5歳児	北黒田	984-1358
小富士保育所	60名	6か月～5歳児	大溝	984-1161
二名保育所	90名	1歳児～5歳児	出作	984-1348
白鶴保育所	60名	1歳児～5歳児	上高柳	984-1088
若葉保育所	45名	6か月～5歳児	北川原	984-1360
(法)岡田保育園	45名	6か月～5歳児	西高柳	984-2730

- ※ 松前保育所では7時からと19時までの延長保育をしています。(有料…保育料とは別に月額2,500円)
- ※ 保育所の定員に余裕がない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。

〈保育料の算定〉

保育料は、保育所入所児童の父母など扶養義務者の所得税、町民税の額により決定します。



〈入所申込〉

受付場所

- ・役場福祉課児童福祉係
- ・入所希望保育所

〈入所申込書類〉

申込時(10月)に必要な書類

- ・入所児童一人につき1枚の入所申込書
- ・入所要件調査票
- ・勤務証明書など

(家庭で保育できない理由を証明するもの)

面接時(平成20年2月上旬)に必要な書類

- ・給与所得のある方
平成19年分の源泉徴収票
- ・自営業などの方
平成19年分の所得税の確定申告書の写し
- ※ 上記の書類の提出がないと、正確な保育料が決定できません。

〈入所の決定〉

新規入所申込者には、面接(平成20年2月上旬予定)を行い決定します。
入所承諾書は、3月中旬までに、各家庭に送付する予定です。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係 ☎985-4114
各保育所